

栃木県森林計画データ利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、森林計画業務に関連して県が作成したデータの利用の取扱いについて、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）、測量法（昭和24年法律第188号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) データ：森林簿、森林基本図及び森林計画図をいう。
- (2) 森林簿：地域森林計画樹立のための基礎資料として作成されたもので、個々の森林の所在、面積及び現況等を記録したものをいう。
- (3) 森林基本図：地域森林計画対象民有林を対象とした地形図をいう。
- (4) 森林計画図：森林基本図を使用して、林班、準林班及び小班等森林の区画等を示した地図をいう。
- (5) 利用：データの閲覧、交付、複製及び使用を総称する。
- (6) 閲覧：データの取扱機関において、データの記録事項を確認又は読むことをいう。
- (7) 交付：データを紙又は電子データにより引渡すことをいう。
- (8) 複製：森林基本図を基にして、同じものを別に作ることをいう。
- (9) 使用：森林基本図を基にして、情報の付加若しくは削除又は表現方法の変更等を行うことをいう。
- (10) 個人情報：森林の所有者氏名及び所有者住所をいう。

(データの取扱機関及び取扱責任者)

第3条 データの取扱機関は、森林整備課、環境森林事務所及び矢板森林管理事務所（以下、「環境森林事務所等」という。）、市町とし、その利用に係る事務は取扱機関の長（以下「取扱責任者」という。）が行うものとする。

なお、利用できるデータの種類及び範囲等については、別添「森林計画データ取扱い早見表」のとおりとする。

- 2 取扱責任者は、データの利用に係る申請の受理、審査及び開示等を行うものとする。
- 3 森林整備課長は、地域森林計画を樹立若しくは変更した場合又は市町が森林・林業に関する業務のため必要とする場合には、市町長へデータを提供することができるものとする。
- 4 市町長は、森林簿、森林基本図及び森林計画図の電子データを保有した場合には、閲覧及び交付について森林整備課長に準じた取扱いができるものとする。

(個人情報の保護)

第4条 取扱責任者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の漏えい、滅失及び棄損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 取扱責任者は、個人情報の漏えい、滅失及び棄損等の事故が発生した場合は、「情報セキュリティインシデントに係る危機管理マニュアル」に従って適切な処理を行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、個人情報保護法の定める規定に基づき、処理を行うものとする。
- 4 取扱責任者の承認を受けた申請者は、知り得た個人情報を申請書記載の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 5 取扱責任者の承認を受けた申請者は、個人情報の漏えい又は管理に不適切な事態が生じ、若しくは生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに取扱責任者に報告し、その指示に従わなければならない。

(データの公開)

第5条 データのうち、個人情報(森林所有者の住所氏名)を含まない森林簿及び森林計画図を栃木県オープンデータサイト「オープンデータ・ベリーとちぎ」で、森林基本図及び森林計画図をとちもりマップで公開する。

2 公開するデータの時点は、原則として各地域森林計画の樹立時点とする。

地域森林計画名	包括区域	データ時点
那珂川 地域森林計画	大田原市、矢板市、那須塩原市、 さくら市、那須烏山市、茂木町、 塩谷町、那須町、那珂川町	令和3(2021)年3月31日
鬼怒川 地域森林計画	宇都宮市、日光市、真岡市、 上三川町、益子町、市貝町、 芳賀町、高根沢町	令和6(2024)年3月31日
渡良瀬川 地域森林計画	足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、 小山市、下野市、壬生町、野木町	令和4(2022)年3月31日

(個人情報を含む森林簿の利用)

第6条 個人情報を含む森林簿の利用は、次に掲げる場合に限るものとする。

(1) 次のア及びイ以外の行政機関が森林に関する業務に使用する場合

ア 栃木県環境森林部関係機関

イ 各市町村林務担当課

(2) 森林所有者(森林法(昭和26年法律第249号)第10条の7に規定する森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者を含む。)(以下、森林所有者等)又は森林所有者等の同意若しくは委任を受けた者(以下、代理人)が、当該森林所有者等の森林に係る森林簿の利用申請を行った場合

ただし、申請者が当該森林の森林所有者等又はその代理人であることを確認できた場合に限る。

(3) 森林組合法(昭和53年法律第36号)に基づき森林所有者によって組織された協同組合のうち県内を管轄する協同組合、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターが、森林・林業の振興に関する業務に使用するために利用申請を行った場合

(4) 行政機関からの委託を受けた者が、当該受託事業に関して利用申請を行った場合

(5) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条第1項に規定する事業を行う者等が、当該事業に関して利用申請を行った場合

(6) 大学等研究機関が、学術研究のために利用申請を行った場合

(7) 森林経営計画の作成又は変更を目的とする者で、次のいずれかの条件を満たす者が利用申請を行った場合

ア 森林経営計画(森林施業計画)の認定実績を有する者であること。

イ 林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第3項に基づく認定事業体であること。

ウ 栃木県意欲と能力のある林業経営者等の登録・公表実施要領第3の(1)に基づき、林業経営者名簿に登録された林業経営者であること。

エ 森林施業プランナーの認定を受けた者または森林施業プランナーの認定を受けた者が所属する事業体等であること。

オ 申請区域に自己所有林を含む者であること。

ただし、上記オの者への森林簿情報の最大利用範囲は、自己所有林を含む林班までの範囲とする。

なお、「自己所有林」の定義は以下のとおりとする。

- ①申請者が当該土地の所有権を有する森林
- ②申請者が5年以上の森林の経営委託契約等により森林の育成権に関する契約を締結している森林

ただし、（３）から（７）に関する申請は、申請者が個人情報の保護を遵守する体制にあることを確認した場合（個人情報保護管理者の記名及び誓約書（別記様式第４号）の提出）に限る。

- ２ 個人情報を含む森林簿の利用を希望する者は、取扱責任者に森林簿利用申請書（別記様式第１号。以下「利用申請書」という。）と誓約書（別記様式第４号）を提出するものとする。
 - （１）前項（１）及び（２）に該当する者が利用を希望する場合は、誓約書は不要とする。
 - （２）前項（４）に該当する者が利用を希望する場合は、利用申請書、誓約書と併せて行政機関から業務委託を受けた事を示す書類の写しを提出するものとする。
 - （３）前項（７）に該当する者が利用を希望する場合は、利用申請書、誓約書と併せて森林経営計画作成予定箇所の概要書（別記様式第６号）を提出するものとする。
- ３ 取扱責任者は、森林簿の利用を承認しない場合には、申請者に対してその理由を説明するものとする。
- ４ 申請者は、利用を承認した場合の森林簿の時点（第５条第２項の公開するデータ時点（以下、「確定版」）又は申請した年の４月１日時点（以下、「編成版」）のいずれか）を選択できるものとする。

ただし、編成版を選択した場合には、森林法第５条に規定する地域森林計画対象民有林の手続きを行う前の情報であること、使用目的の参考として利用すること、今後情報に変更等が生じること等を理解し、それによる損害等に対する責任は申請者にあることを承諾したものとする。

（森林基本図及び森林計画図の利用）

第７条 森林基本図及び森林計画図（以下「基本図等」という。）の利用は、次に掲げる場合に限るものとする。

ただし、第５条により公開されているデータを利用する場合は除く。

- （１）閲覧申請があった場合
 - （２）交付申請があった場合で、申請者が交付された基本図等をそのまま利用して、専ら営利の目的で販売するものと認めるに足る十分な理由がない場合
 - （３）複製申請があった場合で、複製した森林基本図をそのまま利用して、専ら営利の目的で販売するものと認めるに足る十分な理由がない場合
 - （４）使用申請があった場合で、申請者が行う測量の成果が、使用する森林基本図に関して適切なものであると認められる場合
- ２ 基本図等の閲覧又は交付を希望する者は、取扱責任者に森林基本図等閲覧・交付申請書（別記様式第２号）を提出するものとする。
 - ３ 測量法（昭和２４年法律第１８８号）第４３条又は第４４条に規定する森林基本図の複製又は使用を希望する者は、森林整備課長又は環境森林事務所長等に森林基本図複製・使用申請書（別記様式第３号）を提出するものとする。
 - （１）複製
測量法第４３条に基づく複製（森林基本図を測量の用に供し、刊行し、又は電磁

的方法であって国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるためこと)

(2) 使用

測量法第 44 条に基づく使用（森林基本図及び航空レーザ測量成果を用いて測量を実施すること）

(3) 複製及び使用の承認にあたっては次のアからオの条件を付することとする。

ア 森林基本図は、申請書記載内容のとおり利用すること。

イ 成果品には、次の字句を見やすいところに必ず明示すること。

「この は、栃木県知事の承認を得て、栃木県森林基本図を使用して作成したものである。（ 年 月 日付 第 号）」

ウ 成果品を作成したときは、速やかに当該成果品を 1 部提出すること。

エ 成果品をホームページに掲載して公表したときは、速やかに当該ホームページアドレスを報告すること。

オ 森林整備課長及び各環境森林事務所長等が成果品に関して報告を求めたときは、これに応じなければならない。

カ 資料の取扱にあたり、本取扱要領、その他関連規定を遵守することとし、違反した場合は資料を利用停止、破棄するとともに、県及び第三者に損害が生じた場合は賠償に応じなければならない。

4 森林整備課長又は環境森林事務所長等は、森林基本図の利用に当たり、期間を定めて申請者に森林基本図のマイラー図面を貸出することができる。ただし、貸出に際しては借用書（別記様式第 5 号）を提出させるものとする。

5 取扱責任者は、基本図等の利用を承認する場合には、申請者に対して第 9 条の留意事項を説明しなければならない。

6 取扱責任者は、基本図等の利用を承認しない場合には、申請者に対してその理由を説明するものとする。

7 申請者は、利用を承認した場合の森林計画図の時点（第 5 条第 2 項の公開するデータ時点（以下、「確定版」）又は申請した年の 4 月 1 日時点（以下、「編成版」）のいずれか）を選択できるものとする。

ただし、編成版を選択した場合には、森林法第 5 条に規定する地域森林計画対象民有林の手続きを行う前の情報であること、使用目的の参考として利用すること、今後情報に変更等が生じること等を理解し、それによる損害等に対する責任は申請者にあることを承諾したものとする。

(費用負担)

第 8 条 データの利用に係る費用は、原則としてすべて申請者が負担するものとする。

(留意事項)

第 9 条 当該データは、地域森林計画策定の基礎資料及び当該計画実行上必要な指導指針を得ることを目的とし、目測を主体とする現地調査及び空中写真の判読によって作成したものであり、林況及び所有界は現地において実測及び確認を行っていない。

したがって、その記載内容は、所有権、所有界、面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではない。

2 データを利用しようとする者は、第 1 項に掲げる事項について了承したうえ、利用

するものとする。

- 3 データは、森林所有者等の個人情報等が流出することのないよう十分に留意して保管し、毀損又は紛失等のないよう適切に管理しなければならない。
- 4 データの複製、使用及び交付の承認を受けた者は、申請書に記載した以外の目的で利用及び第三者への提供を行ってはならないものとする。

ただし、森林組合は組合員本人から森林簿データの提供依頼があった場合には、申請書に記載した目的の範囲内で、組合員本人の情報に限り提供することは可能とする。

- 5 申請者がデータを適切に管理していないと森林整備課長が認める場合、森林整備課長は申請者に対してデータの利用停止、破棄をさせるとともに、県及び第三者に損害が生じた場合は申請者が賠償に応じなければならない。

(その他)

第 10 条 この要領に記載されていない事項については、別に定める。

附則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、令和 2（2020）年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、令和 4（2022）年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、令和 5（2023）年 7 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、令和 6（2024）年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、令和 7（2025）年 4 月 1 日から適用する。

森林計画データ取扱い早見表

凡例	○	可
	△	承認により可
	×	不可
	—	該当なし
	OD	栃木県オープンデータ「オープンデータ・ベリーとちぎ」からダウンロード可
	TM	とちもりマップで閲覧可（印刷機能あり）

栃木県及び市町村林務担当課における取扱い（市町は県と同等程度の電子データを保有した時に準用する）

区分 利用者	森林簿 （個人情報を含む）		森林簿 （個人情報を含まない）			森林基本図					森林計画図		
	閲覧	写しの交付	閲覧	写しの交付	写しの交付 （CSV形式以外）	閲覧	閲覧 （TMを利用しない場合）	写しの交付	複製 （測量法第43条に該当する複製）	使用 （測量法第44条に該当する使用）	閲覧	写しの交付 （SHP形式以外）	写しの交付
栃木県林務関係機関	○	○	○	OD	○	TM	○	○	○	○	TM	○	OD
各市町村林務担当課	○	○	○	OD	○	TM	○	○	△	△	TM	○	OD
その他の行政機関	△	△	△	OD	○	TM	○	○	△	△	TM	○	OD
森林所有者等（※1）	△	△	△	OD	○	TM	○	○	△	△	TM	○	OD
森林組合	△	△	△	OD	○	TM	○	○	△	△	TM	○	OD
民間事業者（※2）	△	△	△	OD	○	TM	○	○	△	△	TM	○	OD
その他	×	×	×	OD	○	TM	○	○	△	△	TM	○	OD
申請様式	様式第1号	様式第1号	様式第1号	—	様式第1号	—	様式第2号	様式第2号	様式第3号	様式第3号	—	様式第2号	—
データ形式（※3）	—	紙、PDF、 Excel、CSV	—	CSV	紙、PDF、 Excel	—	—	紙、PDF、 TIFF	PDF、TIFF	PDF、TIFF	—	紙、PDF	SHP

※1: 代理人を含む。（申請者が当該森林の森林所有者等又はその代理人本人であることを確認できた場合に限る。）

※2: 森林経営計画の作成又は変更を目的とした申請の場合で、民間事業者が個人情報の保護を遵守する体制にあることを確認した場合に限り承認する。

※3: データ形式について、紙、PDF、Excelは森林簿の様式での交付を意味する。

※4: 申請者は、資料を受領するために必要な光ディスク（CD-R等）及び返信用封筒を提出すること。
窓口での直接受け渡し、電子メールによる受領等を希望する場合には、別途、申し出ること。